

一般社団法人全国不動産協会神奈川県本部
運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は一般社団法人全国不動産協会（以下「本会」という）地方本部の組織及び運営に関する規則（以下「規則」という）第48条第2項及び神奈川県本部組織運営細則（以下「細則」という）第4条の規定に基づき、神奈川県本部（以下「当本部」という）の組織及び運営に関し必要な運営規程（以下「規程」という）を定めるものとする。

第2章 会員

(入会金及び会費等)

第2条 入会金及び会費は、定款施行規則第3条第1項に定める。運営協力金は神奈川県本部運営協力金規程に定める。

【参考】

※上記、入会金及び会費の内訳については以下のとおりである。

入会金	正会員	主たる事務所	本会	50,000 円
		従たる事務所	本会	25,000 円
会費	正会員	主たる事務所	本会	6,000 円
			当本部	9,000 円
			合計	15,000 円
		従たる事務所	本会	3,000 円
			当本部	3,000 円
			合計	6,000 円

第3章 役員

(役員候補者の選出方法)

第3条 規則第22条第5項の規定に基づき、地方本部役員候補者の選出方法を以下のとおり定める。

- 2 役員候補者(理事及び監事候補者)は運営上の観点から公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部において選出された役員候補者と同一人とする。

第4章 会議

(運営会議)

第4条 本部長は、当本部の円滑な運営を図るため必要に応じ運営会議を開催して次の事項を審議する。

- (1) 当本部理事会に付議する事項
- (2) 運営会議に委任された事項
- (3) 緊急重要な事項

ただし、次の当本部理事会に報告しその承認を得なければならない。

- 2 会議の構成員は、本部長、副本部長、専務理事及び各委員長及び本部長が出席を認めるものとする。

(書面による議決権の行使)

第5条 規則第17条第1項及び第35条第1項の規定に基づき、当本部総会、理事会において、やむを得ない理由のため出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。

第5章 補助執行機関

(委員会の設置)

第6条 当本部理事会の補助執行機関として、会務の円滑な運営を図るため委員会を設け所管事項を次のとおり定める。

- (1) 総務委員会
 - ①委員会の運営に関する事項
 - ②会議開催に関する事項

- ③役員改選期における総会準備のための会議の開催に関する事項
- ④会員の入会及び退会の手続きに関する事項
- ⑤総本部との連絡に関する事項
- ⑥官公庁及び関係団体との連絡に関する事項
- ⑦文書の起案及び他委員会の起案文書の審議並びに文書の保管に関する事項
- ⑧事務局職員に関する事項
- ⑨会員名簿の作成及び配布に関する事項
- ⑩会員の管理に関する事項
- ⑪慶弔及び疾病又は災害の見舞いに関する事項
- ⑫その他、他の委員会において所管しない事項

(2) 財務委員会

- ①予算、決算に関する事項
- ②経理帳簿、伝票及び証拠書類の保管に関する事項
- ③金銭出納に関する事項
- ④会費の徴収及び交付金に関する事項
- ⑤物品の購入及び在庫品の頒布に関する事項
- ⑥財産管理に関する事項
- ⑦その他経理に関する事項

(3) 組織広報委員会

- ①入会促進に関する事項
- ②会報の発行に関する事項
- ③その他組織の広報宣伝に関する事項

(4) 会員支援厚生委員会

- ① 不動産に係る教育及び研修に関する事項
- ② 会員の不動産取引の促進に関する事項
- ③ その他会員の支援に関する事項
- ④ 会員相互の親睦・交流及び福利厚生に関する事項

2 委員会の委員は、それぞれの活動を充足できる人員とし当本部理事会で推薦された理事をもって構成する。

3 委員会の委員長は、当本部理事会で理事のうちから選任する。副委員長は委員

会において互選する。

4 委員会の委員長、副委員長及び委員は、本部長が委嘱する。

5 委員の任期は、規則第 25 条の規定を準用する。

(特別委員会)

第 7 条 必要に応じ当本部理事会の議を経て特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の運営については、別に定める。

3 特別委員会はその任務を終了したときに当本部理事会の議を経て解散する。

第 6 章 事務局

(事務局)

第 8 条 当本部の会務を処理するため事務局を置く。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、当本部理事会の議を経て別に定める。

3 事務局に事務局長 1 名及び職員若干名を置く。事務局長及び職員は、有給とする。

4 事務局長は理事をもって充てることができる。

5 事務局長及び職員の任免は、当本部理事会の議を経て本部長が行う。

6 前各項に定めるもののほか、事務局に関しては、別に定める。

(事務局業務等)

第 9 条 事務局は次の事項を処理する。

- (1) 各委員会の運営についての庶務に関する事項
- (2) 会議開催に関する事項
- (3) 会員の入会及び退会に関する事項

- (4) 総本部との連絡に関する事項
- (5) 官公庁及び他団体との連絡に関する事項
- (6) 物品の購入及び管理に関する事項
- (7) 文書の起案及び発受信に関する事項
- (8) 金銭の出納に関する事項
- (9) その他、必要な事項

2 事務局長は前各号に関し、職員を指導監督する。

第7章 変更等

(規程の変更等)

第10条 この規程は当本部理事会の決議により改廃する。

第11条 この規程は、定款、同施行規則、規則及び細則の規範の枠内においてその効力を存する。

2 この規程に定めのない事項については、定款、同施行規則、規則及び細則の規定による。

第8章 雑則

(規則等)

第12条 この規程に定めるもののほか、当本部の業務の運営上必要な規程は当本部理事会の議を経て別に定める。

(出張費用)

第13条 役員及び職員が業務のため出張する場合の手続き及び旅費については、「公益社団法人全日本不動産協会神奈川県本部旅費規定」を準用する。

(調整)

第14条 この規程の解釈に疑義を生じた場合は、当本部理事会の解釈に従うものとする。

附則

(適用期日)

この規程は当本部理事会で議決された日以降、令和2年4月1日より適用するものとする。

令和2年	1月23日	制定
令和2年	4月1日	施行
令和2年	7月23日	改正
令和3年	9月9日	改正
令和4年	4月1日	改正